

# 令和 8 年度 さいたま市立大宮北中学校生活のきまり

<このきまりは、学校生活において、安全面や健康面を考えたものであり、以下のように定める。>

## 1. 登下校

- ( 1 ) 登下校は徒歩で行う。交通ルールを守り、安全に登下校する。(信号や踏切を守る。)
- ( 2 ) 8 : 15には教室に入っているようにする。8 : 20のチャイムの鳴り終わりまでに着席していない場合は遅刻とする。ただし、踏切での遅れは、原則遅刻にならないので、絶対に遮断機をくぐる等の危険行為をしない。
- ( 3 ) 登校時は標準服を着用し、ジャージ等での登校は不可とする。  
ただし、学校行事等、学校側で指示した場合はこの限りではない。また、感染症対策・熱中症対策として、ジャージ等での登校を認める場合がある。

## 2. 服装

- ( 1 ) 校内では標準服の左胸に名札をつける。
- ( 2 ) 標準服の下に必ずワイシャツを着用する。袖のボタンはきちんと締める。裾を出さないこと。
- ( 3 ) ズボンはベルトをきちんと締めること。ベルトの色は黒色等で飾りのないものとする。スカートは、丈をつめたり、折ったりしない。
- ( 4 ) ワイシャツの下には、体育着や白のTシャツ(外からは見えないサイズのものとし、生徒手帳でかくれる程度のワンプointまで可)を着用する。体育着の下にインナーの着用も可とする。着用する場合は、外からみえないようにする。
- ( 5 ) 夏期は、標準服の上着を持参しなくてよい。ワイシャツの上に指定のベストを着てもよい。校内ではワイシャツやベストの左胸に名札をつける。
- ( 6 ) 授業時は標準服か体育着、ジャージで授業を受ける。(ただし、先生の指示がある場合はそれに従う。)
- ( 7 ) 体育着の上は、ハーフパンツやジャージズボンの中に入れる。
- ( 8 ) 儀式の際は、全員で服装を統一する。  
\*儀式的行事は入学式、始業式、終業式、卒業式、修了式、離任式等とする。
- ( 9 ) 朝礼は原則、標準服とする。(冬服時は、朝礼で上着を着用する)
- ( 10 ) ズボンやスカートの下にジャージを着用しないこと。
- ( 11 ) 夏服への衣替えについては、5月1日からとし、冬服への衣替えは、11月1日とする。それぞれ前後2週間を移行期間とする。

## 3. はきもの

- ( 1 ) 登下校時は運動靴を履く。体育時の様々な運動に適したもの、という考えからハイカットや靴底が平らなものは履かないこと。
- ( 2 ) 長靴やレインシューズは、天候により履いてきてよい。ただし、体育の授業がある場合は、運動靴も持参する。
- ( 3 ) 校舎内では、学校指定の上履き(体育館履き兼用)を履く。ただし、部活動(同好会活動)時はこの限りではない。
- ( 4 ) 上履きの色は学年カラーに限る。(令和8年度 1年-赤 2年-青 3年-緑)
- ( 5 ) 上履き(かかと部分)には、名前を記入する。

## 4. かばん

- ( 1 ) 通学用リュックを使用する。通学用リュックは黒・紺・灰色・深緑を基調としたものとする。  
取り違えを防ぐために、キーホルダー等を目印程度に付けてもよい。  
登下校時の安全のため、反射材、懐中電灯、防犯ブザー等を推奨する。
- ( 2 ) 通学用リュック以外に、バックを必要するときは持参してもよい。その際、色の指定はしない。

## 5. 頭髪

- ( 1 ) 目・標準服の肩にかからないように切るか、結ぶ。横の髪は耳の前にかからないように結ぶか、ヘアピンでとめる。
- ( 2 ) ヘアピン(アメリカピン、スリーピン)、ヘアゴムは黒色等で飾りのないものとする。
- ( 3 ) 特異な髪型(染毛、つけ毛など)は禁止する。但し、特別な事情がある場合には、学校と相談すること。
- ( 4 ) 整髪料等をつけることは原則禁止とする。但し、特別な事情がある場合には、学校と相談すること。
- ( 5 ) 眉毛は、自然に整えてもよいが、特異なものにしたり、化粧をしたりすることは禁止とする。

## 6. 靴下

- (1) 白・黒・紺色・灰色のソックスまたはハイソックスに限る。(ただし、儀式的な行事は白色の靴下に限る)安全のため、くるぶしが完全に隠れる長さのものとする。
- (2) 華美なものは禁止とし、原則ワンポイントとする。
- (3) 冬期、防寒のためのタイツ等を使用する際は、黒色のものを使用する。

## 7. セーター等

- (1) セーターやベスト(カーディガンは不可)は標準服やジャージの下に着る。
- (2) ワンポイントまでとし、色は紺・黒・白・灰色とする。
- (3) 襟の形はV字型か、丸首とする。
- (4) 袖や裾が上着からでるような着方をしない。暑い場合は、上着ではなく、中のセーター類を脱いで調節をする。

## 8. コート、ネックウォーマー、マフラー、手袋

- (1) コート、ウィンドブレーカーの着用を認める。部(同好会)でそろえて購入したものでもよい。またダウンコートの着用を認めるが、あくまでも寒さ対策とし、ファー等がないものとする。
- (2) マフラー、ネックウォーマー、手袋を使用してもよい。ただし、派手なものは不可とする。安全面で適したもの、という考えから、マフラーの長さが極端に長いものは不可とする。
- (3) コート等は、登校後、バッグやロッカーにしまうこと。

## 9. 清掃

- (1) 清掃は、体育着・ジャージで行う。
- (2) 一番上にジャージを着用していれば、中にワイシャツやセーター類を着たままでもよい。ワイシャツの裾はきちんとズボンの中に入れる。

## 10. 水筒等

- (1) 水筒の中身は、水、茶、スポーツドリンクとする。
- (2) 容器は、水筒または安全性が高い容器を使用する。
- (3) 休み時間や部活動(同好会活動)等の認められている時間や場所にて飲用する。また、使用しないときは鞆、ロッカーに入れる。
- (4) 長期休み、休日の部活動(同好会活動)のときに限り、水筒の補充用としてペットボトルの持ち込みを認める。中身は水、茶、スポーツドリンクとする。また、空になったペットボトルは各自で持ち帰る。

## 11. 所持品等

- (1) 授業に不必要なものは持ってこない。
- (2) 無香料であればハンドクリーム、制汗ボディーシート、日焼け止めを使用してもよい。虫刺され等のかゆみ止めを使用してもよい。
- (3) 健康上の理由から、座布団等を椅子に着用してもよい。ただし、清掃時には邪魔にならないようにしまう。
- (4) アクセサリーなどを身につけることは禁止する。
- (5) 集金日以外は金銭を持ってこない。

## 12. 諸届・その他

- (1) 欠席・遅刻・早退などをする時は、保護者の責任のもと、必ず届け出る。生徒手帳の諸届欄に欠席・遅刻・早退する理由を書き、担任に届け出るか、大宮北中学校のFormsの機能を使い、8:20までに保護者が届け出ること。
- (2) 弁当を持参した場合は、部活動(同好会活動)ごとに指定された教室(場所)で食べる。それ以外の場所で食べることは不可。また後片づけをきちんとする。昼食を買いに出ることは認めない。